

# 山形県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画

## I 広域計画策定の趣旨

広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合及び市町村が後期高齢者医療の事務処理を行っていくための基本的な方向を示すために策定するものであり、同法第291条の4第1項の規定に基づき定められた山形県後期高齢者医療広域連合規約第5条に規定する項目について具体的に定めるものです。

## II 制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

後期高齢者医療制度の実施にあたっては、住民に身近な行政主体である市町村が窓口業務を担う一方、広域連合が財政運営の責任主体となり、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を図るため、広域連合が行う事務と関係市町村が行う事務を次のとおり分担します。

### 1. 被保険者の資格の管理に関する事務

#### 【広域連合】

被保険者の資格の認定、異動及び負担区分等の管理を行い、被保険者証の交付等を行います。

#### 【市町村】

被保険者等からの資格に関する申請、喪失及び異動等の届出の受付、被保険者証等の引渡し及び返還受付等の窓口業務を行います。

### 2. 医療給付に関する事務

#### 【広域連合】

現物給付(入院・外来等)や現金給付(療養費・高額療養費等)に係る給付費の審査・支払い、レセプト点検・保管を行います。

また、医療費の適正化については、ジェネリック医薬品の利用促進や医療費通知等を実施します。

#### 【市町村】

被保険者等からの医療給付に関する申請の受付等の窓口業務を行います。

### 3. 保険料に関する事務

#### 【広域連合】

保険料率を決定するとともに、市町村より提供される所得情報等に基づき、保険料の賦課決定を行います。また、保険料徴収猶予、減免等の申請に対する審査・決定等を行います。

#### 【市町村】

保険料の徴収、滞納整理、納付相談、及び保険料に関する申請受付等の窓口業務を行います。

### 4. 保健事業に関する事務

#### 【広域連合】

被保険者の健康の保持増進を図るとともに、生活習慣病の早期発見を目的とした健康診査を市町村への委託により、実施します。

#### 【市町村】

広域連合からの委託を受け、健康診査を実施します。

### 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

各種申請や認定等に関する相談・問合せについて、広域連合と市町村が連携して対応します。

また、広報活動についても広域連合と市町村が協力しながら実施します。

## Ⅲ 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成24年度から後期高齢者医療制度廃止までの間とします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。